

【協議事項】

地域で不足する外来医療機能を担わない医療機関について

令和2年3月に策定された「石川県外来医療計画」に基づき、新規開業者が不足する外来医療機能を担うことに合意しない場合、石川中央医療圏保健医療計画推進協議会において、合意しない理由が「合理的な理由」に当たるか協議を行い、その結果を公表することとしている。(対象期間：令和2年4月提出分から令和3年6月提出分まで)

＜不足する外来医療機能を担うことに合意しない医療機関＞

(1) e-skin clinic

所在地：金沢市

診療科：美容皮膚科

開設日：令和3年3月10日

理由：美容皮膚科に特化しており、地域で不足する医療機能を提供することが困難なため。

(2) eクリニック

所在地：金沢市

診療科：美容外科、美容皮膚科、形成外科

開設日：令和3年6月1日

理由：美容外科、美容皮膚科に特化しており、地域で不足する医療機能を提供することが困難なため。

(3) 医療法人社団おおぞら会 金沢ユニットクリニック

所在地：金沢市

診療科：内科

開設日：令和3年6月1日

理由：メンズクリニック（ED、男性型脱毛症）に特化しているため。

(4) クリスタルメンズクリニック金沢院

所在地：金沢市

診療科：皮膚科、形成外科、泌尿器科、美容外科

開設日：令和3年6月15日

理由：美容外科に特化しているため。

(5) 金沢ふたえのクリニック f-clinic

所在地：金沢市

診療科：美容外科、美容皮膚科

開設日：令和3年6月21日

理由：美容外科、美容皮膚科に特化したクリニックであるため。